

# 公益財団法人秋田県市町村振興協会評議員及び役員に関する費用弁償規程

平成25年4月1日 規程第2号

## (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人秋田県市町村振興協会定款（以下「定款」という。）第13条第2項及び同第27条第2項の規定に基づき、公益財団法人秋田県市町村振興協会の評議員及び定款第21条第1項において定める役員（以下「役員」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (費用の弁償)

第2条 評議員及び役員が、この法人の評議員会又は理事会等（以下「会議」という。）に出席したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、交通実費の額とする。

## (費用弁償の種類及び金額)

第3条 評議員及び役員が遠隔地から会議に出席するため、特別の経費を要する場合は、この法人の就業規則第24条において定める職員の旅費に準じてその費用を支給することができる。

## (支給方法)

第4条 会議に出席する都度、現金により支給する。

2 前項の規定にかかわらず、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (委 任)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人秋田県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。